

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 8 年 1 月 30 日提出

案件担当等 部 課	市民部文化スポーツ課
案件名称	三浦市南下浦コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の基本方針について
部門経営で 部会 審議した日	—
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<p>審議依頼事項</p> <p>三浦市南下浦コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の基本方針を別紙のとおり決定することについて</p>	
<p>現状と課題</p> <p>三浦市勤労市民センターについては、改修工事を行って、新たな施設として活用する方針のもと、令和 7 年末をもって廃止された（令和 7 年 7 月議会にて関係条例議決）。改修後の当該施設は、三崎地域におけるコミュニティ形成や生涯学習、文化活動等に資する施設として新たに位置付けるとし、名称を三崎コミュニティセンターとして、指定管理者制度を導入した管理運営を行うこととするため、これらに必要な規定を条例として整備するとともに、同趣旨の施設に係る条例を集約することとして、既存の三浦市南下浦コミュニティセンター条例を改正する必要がある。</p>	
<p>案件担当部課等の見解</p> <p>コミュニティセンターに関する条例として、既に三浦市南下浦コミュニティセンター条例が制定されており、同条例を改正し、三崎コミュニティセンター設置、管理等に関し必要な事項を定めることとして、別紙基本方針のとおり改正することとしたい。</p> <p>審議決定後は、令和 8 年第 1 回三浦市議会定例会に議案として提出することとしたい。</p>	
<p>総合計画及び予算との関係</p> <p>大綱 1 一体感のある都市をめざして～心を合わせる 目標 2 三浦が一体となる文化づくり 施策 3 市民文化の活動の基盤づくり</p>	
<p>備考</p> <p>説明員 平松文化スポーツ課長</p>	